一般社団法人日本経頭蓋集束超音波治療学会　定　款

第１章　総　則

（名称）

第１条　本法人は、一般社団法人日本経頭蓋集束超音波治療学会と称し、英文では、Japan Society for Transcranial Focused Ultrasound Therapyと表記する。

（目的）

第２条　本法人は、経頭蓋集束超音波治療に関する医学の進歩を促進し、広く知識の交流を行うことを目的とする。

（事業）

第３条　本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）学術集会及び講習会等の開催

（２）機関誌「経頭蓋集束超音波治療（Transcranial Focused Ultrasound Therapy)』の発行

（３）専門医、教育施設の認定

（４）経頭蓋集束超音波治療等に関する普及啓発事業

（５）経頭蓋集束超音波治療等に関する人材育成事業

（６）国内ならびに国外の関係団体との連携および協力活動

（７）前各号に掲げる事業に附帯または必要なその他の事業

（主たる事務所の所在地）

第４条　本法人は、主たる事務所を大阪府吹田市に置く。

（公告方法）

第５条　本法人の公告方法は、電子公告に掲載する方法により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

（機　関）

第６条　本法人は、本法人の機関として代議員会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第２章　会員

（会員の資格）

第７条　本法人は、次の会員で構成する。

（１）正会員　　本法人の目的に賛同し、事業に参画することでその達成に協力する医師及び研究者等であって、所定の入会手続きにより入会した個人

（２）施設会員　本法人の目的に賛同し、その達成に協力する大学、医療施設、研究施設等であって、所定の入会手続きにより入会した団体

（３）準会員　　本法人の目的に賛同し､その達成に協力する医療従事者等であって、所定の入会手続きにより入会した個人

（４）賛助会員　本法人の目的に賛同し､所定の入会手続きにより入会した団体または個人

（５）名誉会員　本法人の理事、学術集会会長等の経験者であって、本法人に功績がある者として理事会が推薦し、代議員会で承認された個人

（入会）

第８条　正会員、施設会員、準会員又は賛助会員として、本法人に入会を希望する個人又は団体は、理事会が別に定める入会申込書により、定款第６０条に規定する定款施行細則（以下「細則」という。）に定める所定の当該年度の年会費を添えて、入会の申請を行うものとする。

２　正会員、施設会員、準会員又は賛助会員の入会については、理事長がその可否を決定するものとする。

３　施設会員は、前条第３号の規定にかかわらず、自己に所属するメディカルスタッフ５名までを本法人の準会員に登録することができる。

（年会費）

第９条　正会員、施設会員、準会員、賛助会員、名誉会員は、細則に定める年会費を支払わなければならない。

２　前項に定める正会員の年会費については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第２７条に規定する経費とする。

（退会）

第１０条　退会を希望する会員は、その旨を本法人に届け出ることにより、いつでも任意に退会することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、１カ月以上前までに本法人に届出なければならない。

２　前項の規定により退会した場合であっても、未払いの会費がある場合は、納入しなければならない。

（除名）

第１１条　会員が次のいずれかに該当するに至った場合は、総代議員の半数以上であって、かつ総代議員の議決権の３分の２以上の代議員会の特別決議(以下｢特別決議」と

いう）により当該会員を除名することができる。

ただし、この場合、当該会員に対し、代議員会の１週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、代議員会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）本定款に違反した場合

（２）本法人の名誉を傷つけ、または本法人の目的に反する行為をした場合

（３）その他、除名すべき正当な事由があった場合

２　除名の決議がされた場合は、当該当者に対し、除名の旨の通知をするものとする。

（会員資格の喪失）

第１2条　前二条の場合によるほか、次のいずれかに該当するに至った場合は、会員はその資格を喪失する。

（１）正当な理由なく、３年以上会費の納入を怠った場合

（２）総代議員の同意があった場合

（３）個人会員が死亡し、または失踪宣告を受けた場合

（４）団体会員が解散した場合

（５）医師又は医療従事者がその資格を喪失、職務停止をした場合

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第１３条　会員が前三条の規定により会員資格を喪失した場合は、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務については、これを免れることはできない。

２　本法人は、会員がその資格を喪失した場合であっても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　代議員

（代議員）

第１４条　本法人は、正会員の中から、25 名以内の代議員を選任する。本項の規定により選任された代議員をもって、「法人法」上の社員（なお、本定款において、「法人法」上の社員を「代議員」と表記する。）とする。

２　代議員は、細則に定める諸条件を具備した者であって、立候補又は推薦のあった正会員、並びに施設会員の代表者（又は代表者が指名した者）の中から、代議員会の決議により選任する。

３　その他、代議員の選任に関して必要な事項は、細則において定める。

（代議員の任期）

第１５条　代議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

２　代議員が任期中に辞任等により退任した場合、臨時に代議員会を開催し、後任代議員を選任することができ、この場合の当該代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。また、増員により選任された代議員の任期は、他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

３　第１項の規定にかかわらず、その在任中に満 70 歳となった代議員は、満 70 歳となった日以後、最初に到来する事業年度にかかる定時代議員会の終結時に任期満了となる。

（代議員ではない正会員による権利の行使等）

第１６条　第 14 条、第 15 条第２項の規定により本法人の代議員に選出されなかった正会員については、一般法人法に規定された次に掲げる代議員の権利を、代議員と同様に本法人に対して行使することができる。

（１）一般法人法第 14 条第２項の権利（定款の閲覧等）

（２）一般法人法第 32 条第２項の権利（代議員名簿の閲覧等）

（３）一般法人法第 50 条第６項の権利（代議員の代理権証明書面等の閲覧等）

（４）一般法人法第 52 条第５項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）

（５）一般法人法第 57 条第４項の権利（代議員会の議事録の閲覧等）

（６）一般法人法第 129 条第３項の権利（計算書類等の閲覧等）

（７）一般法人法第 229 条第２項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

（８）一般法人法第 246 条第３項の権利、第 250 条第３項及び 256 条第３項の権利（合併契約等の閲覧等）

（代議員の資格の喪失）

第１７条　代議員は、第 10 条乃至第 12 条の規定により、本法人の会員の資格を喪失した場合は、代議員はその資格を喪失する。

２　代議員はいつでも任意に、代議員を辞任することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1 カ月以上前までに本法人に届出なければならない。

第４章　代議員会

（構成）

第１８条　代議員会は、代議員をもって構成する。

２　代議員会における議決権は、代議員１名につき、１個とする。

３　第１項の代議員会をもって、「法人法」上の社員総会（なお、本定款において、一般法人法上の社員総会を「代議員会」と表記する。）とする。

（権限）

第１9条　代議員会は、次の事項について決議する。

（１）定款及び細則の変更
（２）名誉会員の承認
（３）会員の除名
（４）代議員の選任又は解任
（５）理事及び監事の選任又は解任
（６）学術集会会長の選定
（７）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
（８）解散及び残余財産の処分
（９）合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
(10) 基本財産の処分の承認
(11) その他代議員会で決議するものとして法令又は本定款で定める事項

（招集）

第２０条　本法人の定時代議員会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時代議員会は、必要に応じて招集する。

２　代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれを招集する。

３　代議員会を招集するには、会日より１週間前までに、代議員に対して招集通知を発するものとする。

（招集手続の省略）

第２１条　代議員会は、代議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議長）

第２２条　代議員会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれに代わるものとする。

（決議の方法）

第２３条　代議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

（代議員会の決議の省略）

第２４条　代議員会の決議の目的たる事項について、理事又は代議員から提案があった場合において、その提案に代議員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、

その提案を可決する旨の代議員会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第２５条　代議員は、本法人の代議員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、代議員会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（代議員会議事録）

第２６条　代議員会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録作成者が署名又は記名押印して１０年間本法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第５章　役　員

（理事及び監事の員数）

第２７条　本法人には、次の役員を置く。

（１）理事　3名以上１５名以内

（２）監事　2名以内

（選任）

第２８条　理事及び監事は、法令の規定に基づき代議員会の決議によって選任する。

ただし、理事については、原則本法人の代議員の中から選任するものとするが、必要に応じて代議員以外の者から選任することを妨げない。

２　法令又は定款に定める理事及び監事の員数を欠くことになる場合に備えて、代議員会の決議により補欠理事及び補欠監事を選任することができる。

３　前項の補欠理事及び補欠監事の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の開始の時までとする。

４　監事は、本法人の理事又は使用人を兼ねる事が出来ない。

（理事長）

第２９条　本法人に理事長 1 名を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

２　前項の理事長をもって、「法人法」上の代表理事とする。

３　理事長は、本法人を代表し、本法人の業務を総括する。

（理事の職務・権限）

第３０条　理事は、理事会を構成し、法令及び本定款に定めるところにより、本法人の業務の執行の決定に参画する。

（監事の職務・権限）

第３１条　監事は、次の職務を行う。

（１）理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

（２）本法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

（３）代議員会、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。ただし、理事会において議決権は有しない。

（４）理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるときは、これを代議員会及び理事会に報告すること。

（５）前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

（６）理事が代議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を代議員会に報告すること。

（７）理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

（８）その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第３２条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

２　補欠又は増員により選任された理事及び第２８条第２項の規定により選任された補欠理事が就任した場合の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

３　補欠により選任された監事及び第２８条第２項の規定により選任された補欠監事が就任した場合の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（解任）

第３３条　理事又は監事が次の一に該当するときは、代議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別決議によらなければならない。

（１）職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと

認められるとき。

（報酬等）

第３４条　理事及び監事は、無報酬とする。

（学術集会会長）

第３５条　本法人には、学術集会会長１名を置く。

２　学術集会会長は、理事会の推薦に基づき、代議員会の決議により選定する。

３　学術集会会長は、学術集会を主宰する。

４　学術集会会長の任期は、前任の学術集会会長の任期満了時から、自身の主宰する学術集会の終結の時までとする。

第６章　理事会

（権限）

第３６条　理事会は、次の職務を行う。

（１）代議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

（２）本法人の運営に関する内規の制定、変更及び廃止

（３）前各号に定めるもののほか、本法人の業務執行の決定

（４）理事の職務の執行の監督

（５）理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（６）委員会の設置、変更及び廃止、並びに委員長、委員の選任及び解任

（７）事務局の設置、変更及び廃止、並びに事務局長の選任及び解任

（８）その他、法令及び定款並びに細則において定める事項

２　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

（１）重要な財産の処分及び譲受

（２）多額の借財

（３）重要な使用人の選任及び解任

（４）従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

（５）内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

（種類）

第３７条　本法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の２種とする。

２　通常理事会は、毎事業年度に２回開催（ただし、４か月を超える間隔で開催）する。

３　前項の通常理事会において、理事長は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

４　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき。

（２）理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（３）前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

（４）第３１条第１項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

（招集）

第３８条　理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第４項第3号により理事が招集する場合及び前条第４項第４号後段により監事が招集する場合を除く。

２　前条第４項第3号による場合は、理事が、前条第４項第4号後段による場合は、監事が、理事会を招集する。

３　理事長は、前条第４項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

４　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

５　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（決議方法）

第３９条　理事会の議長は、理事長が行う。ただし、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、当該理事会において選任された他の理事がこれを行う。

２　理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、議事を行い、議決することができない。

３　理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。

（決議の省略）

第４０条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該提案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。
ただし、監事が当該提案につき異議を述べた場合はこの限りではない。

（報告の省略）

第４１条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、「法人法」第９１条第２項の規定による報告については、この限りではない。

（議事録）

第４２条　理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長、出席した理事長並びに出席した監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第７章　会員総会

（会員総会）

第４３条　会員総会は、毎年１回開催し、第７条に定める会員によって構成する。

２　会員総会は、理事長が招集し、学術集会会長が議長となる。

３　理事長は次の事項を会員総会に報告しなければならない。

（１）事業計画及び収支予算

（２）事業報告及び収支決算

（３）その他、理事会が必要と認めた事項

第８章　学術集会

（学術集会）

第４４条　学術集会は、学術集会会長の主宰のもと、毎年１回開催する。

２　学術集会の演題の発表者は、本法人の会員に限るものとし、会員以外の者を共同発表者として参加させる場合には、事前に学術集会会長の承諾を得なければならない。

第９章　委員会

（委員会）

第４５条　本法人には、理事会の決議により本法人の目的及び事業の遂行にあたり、委員会を置くことができる。

２　各委員会には、委員長及び委員を置き、委員長及び委員は、理事会の承認に基づき、理事長が委嘱する。

３　各委員会は、その活動状況等を理事会及び代議員会に報告しなければならない

４　各委員会の具体的任務等その他委員会に関し必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

第１０章　事務局

（設置等）

第４６条　本法人の事務を処理するため、理事会の決議により事務局を設置することができる。

２　事務局には事務局長及び所要の職員を置くことができる。

３　事務局長は、正会員の中から理事会の決議により選任する。

４　事務局長は、庶務を担当し、事務局職員とともに理事長を補佐する。

５　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第１１章　基　金

（基金を引き受ける者の募集）

第４７条　本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

２　基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議によるものとする。

（基金の拠出者の権利に関する規定）

第４８条　拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

（基金の返還の手続）

第４９条　基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時代議員会における決議を経た後、理事会の決定したところに従って行う。

（代替基金の積立て）

第５０条　基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

（基金利息の禁止）

第５１条　基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第１２章　計　算

（事業年度）

第５２条　本法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年3月３１日までの年１ 期とする。

（事業計画及び収支予算）

第５３条　本法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の代議員会及び会員総会に報告するものとする。

２　予算が成立していない期間については、理事会の決議により、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を構成し、収入を得又は支出することができる。

（事業報告及び決算）

第５４条　理事長は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受け、理事会の承認を経た後、定時代議員会に提出し、（３）の書類についてはその内容を報告し、（１）、（２）及び（４）の各書類については承認を求めなければならない。

（１）貸借対照表

（２）損益計算書（正味財産増減計算書）

（３）事業報告書

（４）附属明細書

（剰余金の処分制限）

第５５条　本法人は、会員、その他の者又は団体に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

第１３章　定款等変更、合併及び解散等

（定款等変更）

第５６条　本定款を変更するには、代議員会の特別決議によらなければならない。

（合併等）

第５７条　本法人は、代議員会の特別決議により、他の「法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

（解散）

第５８条　本法人は、「法人法」第１４８条第１号、第２号及び第４号乃至第７号に規定する事由によるほか、代議員会の特別決議により解散することができる。

（残余財産の分配）

第５９条　本法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、各代議員及び会員に分配しない。

２　前項の場合、本法人の残余財産は、国又は地方公共団体、本法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人、あるいは公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律第５条第１７号イ乃至トに掲げる法人に寄付するものとする。

第１４章　雑　則

（定款施行細則）

第６０条　本定款の施行及び本法人の運営に関して必要な事項は、代議員会の決議により定款施行細則として別に定める。

（定款等に定めのない事項）

第６１条　本定款及び細則等に定めのない事項については、すべて「法人法」及びその他法令の定めるところによる。

２０２４年8月６日改正